

第二次名張市子ども読書活動推進計画

平成 25 年 3 月

名張市教育委員会

目 次

はじめに.....	1
第1章 子ども読書活動推進計画の指針.....	1
第2章 家庭、保育所〔園〕・幼稚園における読書活動の推進.....	2
1 絵本の充実と整備	
2 読書活動推進のための取組	
第3章 小・中学校における読書活動の推進.....	3
1 学校図書館の資料の充実	
2 人的体制の整備	
3 読書活動推進のための学校の取組	
第4章 市立図書館における子どもの読書活動の推進.....	6
1 市立図書館の児童書の充実	
2 人的体制の整備	
3 地域における子どもの読書活動推進のための取組	
4 市立図書館による学校図書館支援	
第5章 効果的な計画の推進に向けて.....	10
1 家庭及び関係機関等との連携	
2 広報、啓発の推進	
3 計画推進体制の整備	
注.....	11
資料.....	14

はじめに

子ども^(注1)の活字離れが言われ始めてからずいぶんと時間が経過しています。読書活動が、子どもの成長や自己形成、コミュニケーション能力の向上にとって重要であり、読書習慣を身につけることは生涯において計り知れない価値があることはいうまでもありません。

国は平成13年(2001年)12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年(2002年)には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。これを受けて全国で子どもの読書活動に関する総合的・計画的な取組が推進されることになり、三重県では平成16年(2004年)に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

一方、国は平成14年(2002年)に策定した基本的な計画以降の諸情勢の変化を検証し、平成20年(2008年)3月に「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。三重県においても平成21年(2009年)11月に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

名張市においては、三重県にさきがけ平成15年(2003年)2月に「名張市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画に基づき、平成19年(2007年)度から6ヵ年の計画で「名張市立学校図書館充実事業」を実施するなどして、子どもの読書活動の推進に努めてまいりました。その結果、読書に取り組む子どもが増えた、あるいは読書の幅が広がったなどの成果が現れています。しかしながら、子どもが図書にふれる環境整備はまだまだ不十分であり、今後も引き続き対応すべき課題は残ったままです。また、計画策定後10年が経過し、その後の世の中の情勢は大きく変化しています。これらのことを受けて、本市における子どもの読書活動をさらに推進していくため、第二次名張市子ども読書活動推進計画を策定するものです。

第1章 子ども読書活動推進計画の指針

以下の項目を本市の子ども読書活動推進計画の指針とします。

- 1 家庭、保育所〔園〕・幼稚園における読書活動の推進
読書活動のあり方の検討とその推進
- 2 小・中学校における読書活動の推進
学校図書館の機能の充実
- 3 市立図書館における子どもの読書活動の推進
家庭・地域・諸機関との連携による読書活動の支援

なお、当面の計画の期間を平成 25 年（2013 年）度から平成 29 年（2017 年）度までの 5 ヶ年とし、この計画終了後も、子どもの読書環境の段階的向上を目指し、必要に応じて新計画の策定を検討します。（資料 1）

第 2 章 家庭、保育所〔園〕・幼稚園における読書活動の推進

子どもの多くが初めて本と出会うのは、家庭です。家庭での読み聞かせは、子どもの豊かな心を育む土壌を築きます。また、子どもが初めて集団生活を体験する場所は、保育所〔園〕・幼稚園ですが、家庭から社会へと子どもの世界が大きく広がるこの時期に、心の栄養となるたくさんの絵本と出会うことは、子どもの豊かな感性を育むためにも、読書習慣の素地をつくるためにも、とても重要です。

保育所保育指針及び幼稚園教育要領には、「絵本や物語等に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」という内容が盛り込まれています。

子どもが、家庭で培われた読書習慣をさらに深めるとともに、保育所〔園〕・幼稚園で絵本に興味をもてる取組や子どもが絵本に親しめる環境づくりをおこない、保護者に読書の大切さを知ってもらうことが必要となります。

1 絵本の充実と整備

（1）現状・課題

この時期の子どもには、絵でおはなしがわかる絵本が非常に大きな役割を果たします。絵を見ながら、繰り返しおはなしを聞くことで本に対する親しみがわき、文字への関心も高まります。また、この時期の子どもにとって絵本は見るだけでなく、さわって親しむものであり、人気がある絵本ほど傷みやすいので、常に新しくしていく必要があります。市内各保育所〔園〕・幼稚園では、図書室や各保育室に、年齢に応じた絵本を置き、子どもが絵本をすぐに手に取って親しめる環境の充実に努めています。

しかし、絵本購入費が充分ではないため、傷んだ本を修理したり、市立図書館の貸出サービスも利用したりしながら読書活動を進めている現状です。

（2）施策・方針

ア 絵本購入費の確保に努め、子どもの年齢やそれぞれの発達に応じた絵本を充実し、子どもたちが魅力ある本を手にとって見ることができる環境の整備を行います。

イ 子どもと本の出会いをより充実させるために、保育所〔園〕・幼稚園の図書館訪問（注 2）や移動図書館（注 3）の活用を推進します。

2 読書活動推進のための取組

(1) 現状・課題

保育士・幼稚園教諭は、日常の保育活動・教育活動のなかで、子どもたちへの絵本や紙芝居の読み聞かせを行っているほか、子ども対象に「おはなし会」を開き、季節に合わせたおはなしや、年齢に合ったおはなしを、大型絵本や紙芝居・パネルシアター(注4)などを活用しながら行っています。

また、絵本で出会った登場人物や世界のイメージを広げ、感性を高めるために、絵本の世界を、劇化して発表会で披露したり、運動会の表現運動に発展させたりする取組も行っています。日常の保育活動・教育活動の中で、子どもが良い絵本と出会い、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうためにも、保育士や幼稚園教諭の選書の能力や読み聞かせの技術等を高めていく必要があります。

さらに、ボランティアが読み聞かせ等を行っている保育所〔園〕・幼稚園もあり、子どもの絵本への興味が高まる等の成果が上がっております。

保護者への働きかけとしては、子どもと保護者を対象に「親子おはなし会」を開き、親子で絵本に親しんでもらえるきっかけづくりをしています。「親子おはなし会」の感想や、年齢や成長に適した本は、保護者向けに「たより」で紹介しています。また、子どもに絵本を貸し出し、それを家庭で読み聞かせをすることで、子どもが家庭でも絵本に親しむ習慣が付き、保護者と子どもが本を介してコミュニケーションを深めることができるよう取り組んでいます。

(2) 施策・方針

- ア 保育士・幼稚園教諭対象に、子どもの年齢・成長に適した選書や読み聞かせの効果的な方法等を学ぶ研修の機会をもちます。
- イ 保護者と子どもが本を介してコミュニケーションを深めるために、ブックスタート事業(注5)を継続させるとともに、保護者向けの読書活動に関する講座を開催するなど、家庭、保育所〔園〕・幼稚園への積極的支援を行います。
- ウ 市立図書館と連携し、読み聞かせ等のボランティアの活用を図るとともに、各保育所〔園〕・幼稚園でのボランティアの受入を進めます。

第3章 小・中学校における読書活動の推進

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものです。特に学校における読書活動は子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っており、一人ひとりの豊かな心を育むためにも学校

図書館の充実が求められます。学校図書館は、子どもの学びを支援するとともに、自由な読書を保障する場、心の居場所として重要な位置を占めるなど、子どもの心の成長にとって欠くことのできない存在です。

また、平成20年3月告示の新学習指導要領に示されているように、「思考力・判断力・表現力の育成」の基盤となる言語に関する能力の育成には、国語科だけでなく、各教科等で言語活動を指導上位置づけることが求められるほか、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

そのため、学校図書館には、図書資料等の充実とともに“子どもと本をつなぐ人”の重要性が指摘されています。特に後者については、児童サービス^(注6)の専門的な知識と技術をもつ職員の配置と育成が必要です。

1 学校図書館の資料の充実

(1) 現状・課題

平成19年(2007年)度からはじまった国の「新学校図書館図書整備5か年計画」を受け、名張市では図書購入費を年々増額し、新刊本の購入に努めてきました。^(資料2)それとともに、内容が古くなった本や傷みが目立つ本など、利用できない資料の廃棄作業も積極的にすすめ、廃棄された資料を更新する「更新冊数」も含めて子どもが教科等の学習で必要とする本や子どもに読んでもらいたい本など、資料の充実に努めてきました。

その現状は、平成21年(2009年)度末時点で市内の小学校17校、中学校5校中「学校図書館図書標準」^(注7)を100%達成している学校は、小学校2校、中学校0校で、達成している学校の市内の学校数に占める割合は、小学校11.8%、中学校0%であり、三重県平均の小学校39.7%、中学校24.4%にはまだまだ及びません。しかし、市内の学校図書館図書標準の達成率は、小・中学校の平均で、平成21年(2010年)度62%、平成22年(2011年)度末66.6%と年々上がってきています。古い資料の積極的な廃棄作業を進めながらも、前年度より達成率が上がっている学校は22校中16校となっており、今後も更なる資料の充実が必要です。^(資料3・資料4)

(2) 施策・方針

ア 国の平成24年(2012年)度からの「学校図書館図書整備5か年計画」^(資料5)に基づき、「学校図書館図書標準」達成率100%の学校の割合を、まずは、三重県平均レベルの小学校39.7%、中学校24.4%とすることを目指し、「更新冊数」も含めた資料の充実のため、図書購入費等の財源を確保していくよう努めます。

2 人的体制の整備

(1) 現状・課題

学校図書館法には「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められており、名張市では、国の基準により12学級以上の学校12校と11学級以下の学校4校においても、司書教諭(注8)を置いています(平成23年<2011年>度)。

現在、学校における子どもの読書活動は、司書教諭をはじめとする図書館担当者(以下、「司書教諭等」という。)が中心となって推進しています。司書教諭は本来、学校図書館を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等に協力、支援し、自ら指導するとされていますが、学校図書館活動に従事できる時間は限られている状況です。また、子どもの自由な読書活動のためには、教師である司書教諭という立場の難しさ(注9)も指摘され、子どもと本のつなぎ手となるいわゆる「学校司書」(注10)の配置が必要とされています。

名張市では、平成19年(2007年)度より「名張市立学校図書館充実事業」を6か年計画ですすめ、学校図書館支援員がモデル校(4校/年)を中心に学校図書館の環境整備を行ってきました。

また、地域の人や保護者が中心となる「学校図書館ボランティア」(平成23年<2011年>度の登録者数は、小学校143名、中学校3名)が、読み聞かせや図書の整理等のサポートを行っています。

研修については、司書教諭等は、現在、年2回の「学校図書館担当者会」において、各校の取組についての情報を交換し、学校図書館の充実に向けた研修を行っています。また、学校図書館ボランティア対象に「学校図書館ボランティア養成講座」を開き、読み聞かせ・本の修理・データ入力の方法等について学ぶ機会を設けています。

(2) 施策・方針

ア 学校図書館支援員を引き続き配置し、各学校の図書館整備と子どもの読書活動推進の支援を行います。

イ 子どもと本のつなぎ手となる学校図書館の専任職員としての「学校司書」の配置にむけての検討を積極的に行います。

ウ 「名張市教育センター」の機能を活用し、各学校の司書教諭等と連携しながら学校図書館の充実に向けた支援の体制づくりをすすめます。

エ 司書教諭等や学校図書館ボランティアのスキルアップを目指し、研修の充実に努めます。

3 読書活動推進のための学校の取組

(1) 現状・課題

各小・中学校では、教科等の取組として学校図書館の利用をすすめているほか、「朝の読書」の時間を確保し子どもが落ち着いて本に親しむ習慣づくりをしています。また、学校図書館での資料の展示、本の紹介や学校図書館ボランティア等による読み聞かせなど、子どもが本に興味を持ち読書の幅を広げる取組も行っています。子どもによる委員会活動では、子ども自らが読書活動の推進役として様々な活動をしています。子どもの読書への意欲を高め、子どもの学びを支援するために、さらなる学校図書館の活性化が求められます。

また、家庭へは、「図書館だより」等を発行するなかで、保護者へ読書活動推進の啓発を行っていますが、たよりを発行する学校は市内小・中学校の50%という実状で、十分な啓発には至っていません。

(2) 施策・方針

ア 小・中学校図書館のコンピュータ管理への支援、小・中学校図書館のネットワークの構築、新刊図書配置の支援、司書教諭等への支援等、学校図書館の活性化に努めます。

イ 読書活動推進のため、保護者への啓発を学校にはたらきかけるとともに、PTAとも連携を取り、子どもの読書活動推進の大切さについて、「懇談会」「講演会」「親子読書会」など様々な機会が発信します。

ウ 家読^{うちどく}(注11)の推進が図られるよう支援します。

第4章 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館では、子どもは、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しさを知ることができます。また、子どもに読ませたい本を選ぶことや、子どもの読書についての相談を職員にすることができるようにしています。

さらに、市立図書館ではおはなし会を開催しているほか、子どもに薦めたい本の紹介・展示をしています。あわせて、読書活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を修得するための学習の機会の提供も行っています。

このように、市立図書館には、子どもと本のつなぎ手となる役割を果たす必要があります。

1 市立図書館の児童書の充実

(1) 現状・課題

市立図書館の全蔵書冊数は平成23年(2011年)度末時点で294,910冊あり、そのうち児童書(注12)は65,003冊あります(全蔵書冊数に対する児童書の割合は22.0%)。また、平成23年(2011年)度の全貸出冊数は617,192冊あり、そのうち児童書は177,898冊になります(全貸出冊数に対する児童書の割合は、28.8%)。

こうした現状を踏まえ、保育所〔園〕・幼稚園や学校図書館への支援を念頭におき、これらへの団体貸出(注13)の対応を視野に入れて、児童書の受入冊数を計画的に増加させていく必要があります。

(2) 施策・方針

- ア 市立図書館の全蔵書冊数に占める児童書の割合の目標値を25%程度とします。
- イ 保育所〔園〕・幼稚園や学校図書館への団体貸出用児童書の収集に努めます。
- ウ 内容が古くなったり傷みが激しくなったりした児童書を廃棄して蔵書の更新に努めます。
- エ 長く読み継がれて傷んできている児童書の買い替えに努めます。
- オ 身体の不自由な子どもたちのための点字図書や録音図書などの充実や、外国人の子どもたちのための外国語の図書の充実に努めます。
- カ 以上のことを実現するための予算の確保に努めます。

2 人的体制の整備

(1) 現状・課題

現在、市立図書館では子どもの読書活動を推進していくため、図書館業務の一環として児童サービスを展開していますが、十分とは言えません。

子どもが読書に親しむためには、子どもと本のつなぎ手となる専門的な知識と技術を有する司書(注14)の存在と継続的な児童サービスの展開が重要となります。このためには、児童サービスの専門的な知識を修得した人材が必要となります。さらに、児童サービスに習熟したボランティアの育成を行っていく必要があります。

(2) 施策・方針

- ア 児童サービスに関する専門的な知識を修得した児童サービス担当司書の

確保により児童サービスに関する知識や技術の蓄積に努めます。

イ 職員やボランティアの児童サービスの技術力の向上につながる研修等を年2回以上実施するよう努めます。

ウ 市立図書館のボランティアや学校図書館ボランティアの他、子どもの読書活動にかかわるボランティアグループの組織化やコーディネートを行う受入体制を整備し、市立図書館内外で活動できるよう支援に努めます。

3 地域における子どもの読書活動推進のための取組

(1) 現状・課題

市立図書館では、図書館を訪れた子どもが自由に本を読めるよう、児童コーナーやおはなし室を設けており、対象年齢別に「赤ちゃんのためのおはなし会」「おはなし会」「おはなしの国『おはなばたけ』」を開催するほか、子ども読書の日^(注15)の前後や夏休みにはおはなし大会を開催しています。平成23年(2011年)度の「赤ちゃんのためのおはなし会」の参加者は57人、「おはなし会」の参加者は412人、「おはなしの国『おはなばたけ』」の参加者は91人となっており、いずれも横ばいか減少傾向にあります^(資料6)。

平成23年度内に1回以上市立図書館の貸出を利用した登録者(有効登録者)は、13,952人になります。その内、子どもの有効登録者は3,647人で、有効登録者全体に占めるその割合は26.1%となっています。

年齢別の貸出冊数をみると、中学、高校と年齢が上がるにつれて貸出冊数が減少しています。^(資料7)

保育所〔園〕・幼稚園への子どもの読書活動支援の一環として、保育所〔園〕への移動図書館の巡回を行っていますが(平成23年<2011年>度は14園中7園)、幼稚園への巡回及び保育所〔園〕・幼稚園の団体貸出の利用はありません。

図書館と地域・家庭とのかかわりとしては、図書館の蔵書のうち年数が経過し図書館資料としては不用となった図書(児童書を含む)を市民に無料で提供するリサイクルコーナーを設けています。また、市の「出前トーク」に図書館の活動を紹介するテーマを組み込んでいますが、子どもの読書活動の推進に関するメニューは用意していません。

名張市には、図書館の他に保健センター、こども支援センター、児童館、保育所〔園〕・幼稚園、学校、公民館等の子育てを支援する様々な施設があります。親子が利用するこれらの施設への市立図書館としての関与あるいはサービス展開が課題です。

(2) 施策・方針

- ア 子どもを対象にしたサービスの内容や催しのあり方を再検討して、更なる子どもの読書活動の積極的・計画的な推進に努めます。
- イ 保育所〔園〕・幼稚園への移動図書館巡回の拡大や、団体貸出利用の推進に努めます。
- ウ 県立高校図書館・高等専門学校図書館と連携して、ヤングアダルト(注16)サービスの展開に努めます。
- エ 子育てを支援する様々な施設で親子がくつろいで読書を楽しめる環境づくりのため、関係部署との協議を進めます。

4 市立図書館による学校図書館支援

(1) 現状・課題

市立図書館では、学校の読書活動や調べ学習に対応して資料等の支援をするために、市内の小・中学校図書館や県立高校図書館への団体貸出を実施するほか(平成23年<2011年>度の団体貸出冊数は10,459冊)、小学校へ移動図書館の巡回を行っています(平成23年<2011年>度は小学校17校中8校に巡回)。さらに、子ども向けの本の展示や小学校国語教科書に紹介された本のリストを作成するなどして、子どもの読書活動推進の啓発に努めています。加えて、小学生の施設見学、中学生の職場体験学習、高校生の職場体験・インターンシップを受け入れ、図書館のしくみや仕事の内容を伝えることにより、図書館への興味を深め、子どもと本のつなぎ手となるよう努めています。平成24年(2012年)度からは、新たに小・中学校でブックトーク(注17)や読み聞かせ等を行う学校図書館支援を始め、読書の楽しさを伝えています。

市内にある県立高校図書館とは、三重県図書館情報ネットワーク(MILAI)(注18)を通じた物流拠点として資料の受け渡しの中心的役割を担うほか、県立高校図書館への団体貸出を行っています。しかし、高等専門学校図書館とのつながりは現在のところありません。

県立図書館では、県内市町図書館・学校図書館等における子どもの読書活動支援の観点から、平成24年(2012年)度から可能な限りの児童書新刊全点収集を資料収集方針として掲げました。今後は、県立図書館のサービスも活用しながら小・中学校図書館支援を行っていく必要があります。

(2) 施策・方針

- ア 小・中学校の司書教諭等や県立高校学校司書との連携を強化し、学校図書館支援のあり方を検討のうえ、具体的な実施計画を策定します。
- イ 子どもの施設見学・職場体験を積極的に受け入れ、図書館への興味を深

めさせることにより、子どもの読書活動の推進に努めます。

ウ 平成 24 年（2012 年）度から開始した小・中学校への学校図書館支援を継続します。

エ 県立図書館のサービスを活用した学校図書館支援について検討します。

オ M I L A I に参加している県立高校図書館との相互協力に努め、また、M I L A I に参加していない高等専門学校図書館との相互協力についても検討し、蔵書の効果的な活用等の連携方法の研究を進めます。

第 5 章 効果的な計画の推進に向けて

1 家庭及び関係機関等との連携

家庭および保健センター、こども支援センター、児童館、保育所〔園〕・幼稚園、学校、図書館、公民館などの関係機関や、子どもの読書活動を実践しているボランティア・市民団体等の実態の把握に努めます。そして、家庭及びこれら関係諸機関・諸団体との連携を進めることにより、子どもの読書活動の一層効果的な推進に努めます。

2 広報、啓発の推進

公共図書館等の取組はもちろん、子どもの読書活動を実践している団体等の取組についても丹念に情報を収集し、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信します。さらに、講習会等を開催するほか市が実施する「出前トーク」も活用して、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を促し関心を深めるための普及・啓発活動に努めます。

3 計画推進体制の整備

子どもの読書活動の推進には、家庭、学校、地域が連携して、子どもの読書環境を整備していくことが必要です。今後、（仮称）第二次名張市子ども読書活動推進計画評議委員会（注 19）を組織し、同委員会において当該計画の進捗状況を評価して、その着実な実現を目指します。

注

(注1) 子ども

本計画では、0歳から18歳までの者をいう。

(注2) 図書館訪問

子どもが市立図書館の様子を知り、絵本や紙芝居の読み聞かせ等に触れることで本に親しむことができるよう、市立図書館を訪問する活動。

(注3) 移動図書館

自動車に図書館資料を積み、利用者の近くへ出張してそこで貸出を行う図書館をいう。名張市では、昭和47年(1972年)より「やまなみ号」の名称で巡回している。

(注4) パネルシアター

パネル布またはフランネル地をベニヤ板等に張り付けて舞台を作り、表現したいものを不織布で絵人形にし、パネルに貼ったり、取ったりしながらお話を進めていく手法。

(注5) ブックスタート事業

0歳児検診などの機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動。名張市では、子ども部子ども家庭室が主体となり、市立図書館・名張市保健センター・名張市こども支援センターかがやきを会場として実施している。

(注6) 児童サービス

児童サービスは、すべての子ども達に読書の楽しみを伝えるためのサービス。サービスの対象は、0歳児から中学生までとするのが一般的。

(注7) 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、校種別にクラス数を基準にして算定する蔵書冊数。文部省【当時】が平成5年(1993年)3月に定めた学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

(注8) 司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により平成15年(2003年)から12学級以上の学校には必置となった。

(注9) 司書教諭という立場の難しさ

「学校図書館法」が司書教諭について「教諭をもつて充てる」とするようにより、教諭の充て職となっている。ところが、学校図書館の基本的な役割は、学校の中に、教室とは異なる教育環境をつくり出すことであり、教諭による一人二役が大変難しいことはいままでもない。こうした学習空間には、高度な資料・情報提供と、児童サービスに関する専門的知識やスキルを持ち、なおかつ指導や評価には関わることのない人材こそが必要となる。学校における自由な子どもの読書活動の推進のためにも、この点はしっかりと見据えておく必要がある。

(注10) 学校司書

図書館法第5条に規定された司書資格を持ち、学校図書館において、図書の収集・整理・保存・閲覧・レファレンスサービスなどの専門的業務を行う職員。

(注11) 家読

本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族と一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている平成18年(2006年)に始まった読書運動。

(注12) 児童書

乳幼児が見る赤ちゃん絵本から中学生向けの読み物にいたる子どもの本をさす。

(注13) 団体貸出

図書館が地域や職場の団体やグループなどに、図書館資料をまとめて貸し出しすること。個人に対して行われる個人貸出に対して使われる。

(注14) 司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に置かれる専門職員を司書といい、同法第5条で司書となる資格の基礎的な要件を定めている。

(注15) 子ども読書の日(4月23日)

子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

(注16) ヤングアダルト

主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。

(注17)ブックトーク

特定のテーマや特定の作家を中心として何冊かの本を紹介すること。参加者にそれらの本について読書意欲を起こさせることを目的とする。学校図書館では、調べ学習や総合的な学習の導入時に行うことがある。

(注18)三重県図書館情報ネットワーク(MILAI)

三重県立図書館及び三重県内に設置された図書館をシステム及び物流のネットワークで接続し、資料の一括的な検索・相互貸借を支援する情報サービス。

(注19)(仮称)第二次名張市子ども読書活動推進計画評議委員会

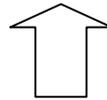
年2回程度の会議を開催し、当該計画の進捗状況の報告を受け、これを評価する。最終年度には総合評価を行い、次期推進計画の必要性その他に関する提言を行う組織。

第二次名張市子ども読書活動推進計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

名張市子ども読書活動推進計画（平成 15 年 2 月策定）
 成果 子ども読書活動の推進
 「名張市立学校図書館充実事業」（6 カ年）の実施
 課題 子どもが図書にふれる環境整備が不十分

第二次名張市子ども読書活動推進計画
 指針 ・家庭、保育所〔園〕・幼稚園における読書活動の推進
 ・小・中学校における読書活動の推進
 ・市立図書館における子どもの読書活動の推進

	家庭、保育所〔園〕、幼稚園における読書活動の推進	小・中学校における読書活動の推進	市立図書館における子どもの読書活動の推進
環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の充実と整備 年齢や発達段階に応じた絵本の充実 子どもと本の出会いの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の資料の充実 蔵書の増加と更新 「学校図書館図書標準」達成率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 児童書の充実
人的体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校司書」の配置の検討 研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 児童サービス担当司書の確保 ボランティアグループの受入体制の整備
取組	<ul style="list-style-type: none"> 保育所〔園〕、幼稚園への積極的支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の活性化 保護者への啓発 「家読」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動の積極的・計画的な推進 子育て支援関係部署との協議 学校図書館支援

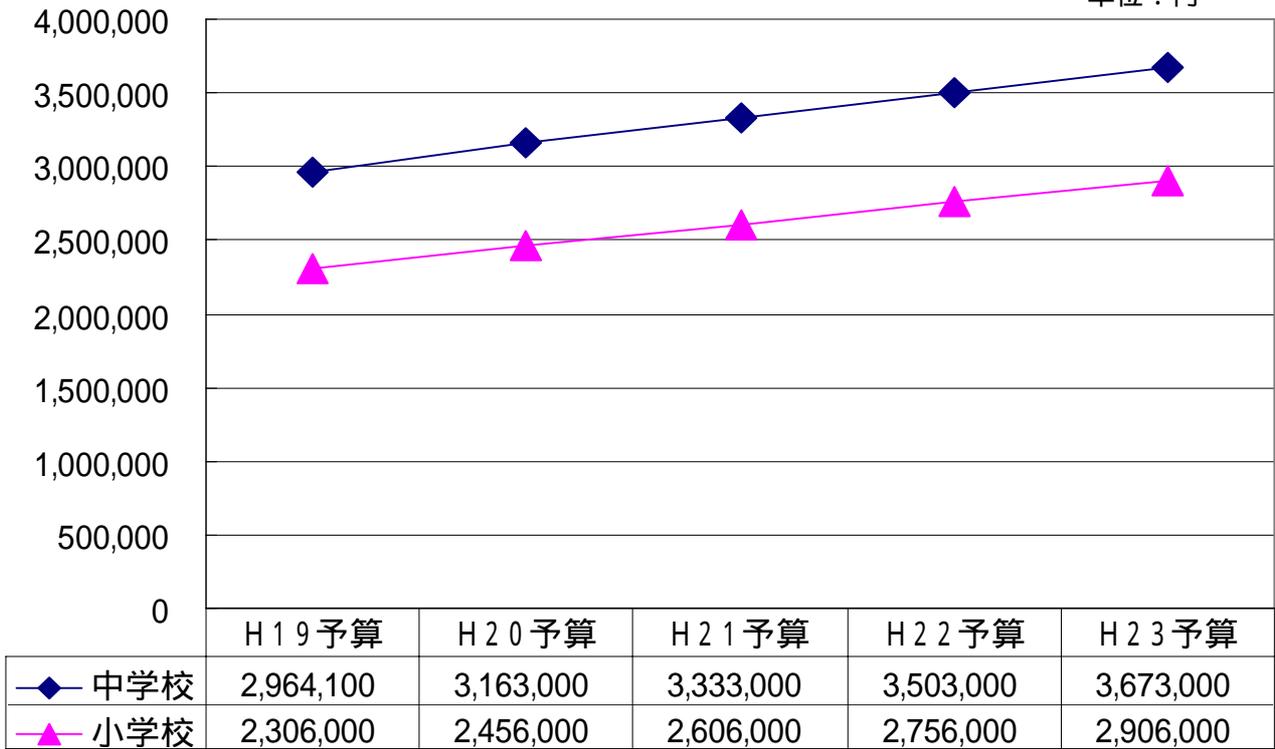


関係機関及び市民団体等の実態把握と連携
 子どもの読書活動に関する情報の発信と普及・啓発活動
 （仮称）第二次名張市子ども読書活動推進計画評議委員会の設置

資料2 名張市立小中学校学校配当予算における図書購入

図書購入費(予算額)

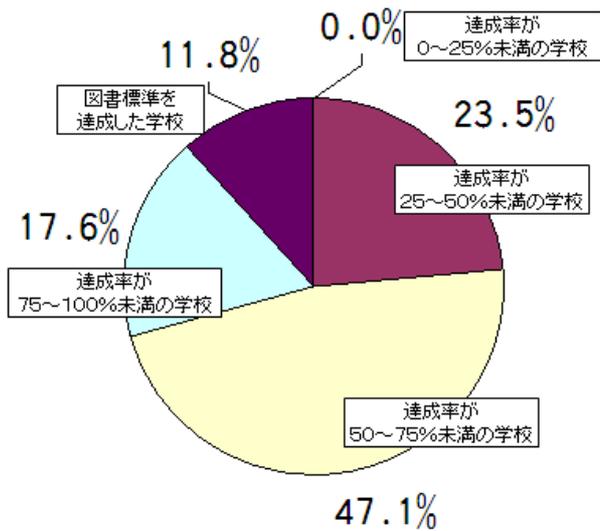
単位：円



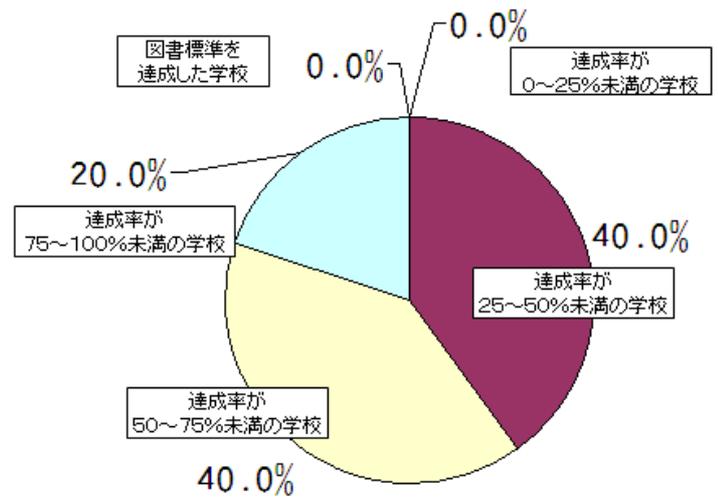
資料3 学校図書館図書標準の達成率ごとの学校の割合【名張市】

(平成22年12月：文部科学省調査より)

【小学校】



【中学校】



資料4 学校図書館図書標準の達成状況（平成22年12月：文部科学省調査より）

〔三重県〕

単位：校

単位：校

市町名	公立小学校 各学校における学校図書館図書標準の達成状況					各自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合
	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成(100%以上)	
合計	0	7	92	138	158	39.7%
桑名市	0	0	0	7	21	75.0%
木曽岬町	0	0	0	0	1	100.0%
いなべ市	0	0	2	2	11	73.3%
東員町	0	0	0	0	6	100.0%
四日市市	0	0	0	19	21	52.5%
菰野町	0	0	0	1	4	80.0%
朝日町	0	0	1	0	0	0.0%
川越町	0	0	2	0	0	0.0%
鈴鹿市	0	0	14	13	3	10.0%
亀山市	0	0	2	5	4	36.4%
津市	0	1	13	24	17	30.9%
松阪市	0	2	6	7	21	58.3%
多気町	0	0	1	1	3	60.0%
明和町	0	0	4	2	0	0.0%
大台町	0	0	0	2	2	50.0%
大紀町	0	0	1	2	1	25.0%
度会町	0	0	0	1	0	0.0%
玉城町	0	0	1	2	1	25.0%
南伊勢町	0	0	1	2	3	50.0%
伊勢市	0	0	11	8	5	20.8%
鳥羽市	0	0	3	2	5	50.0%
志摩市	0	0	8	9	2	10.5%
伊賀市	0	0	4	12	9	36.0%
名張市	0	4	8	3	2	11.8%
尾鷲市	0	0	2	3	2	28.6%
紀北町	0	0	3	3	5	45.5%
熊野市	0	0	2	5	4	36.4%
御浜町	0	0	2	2	0	0.0%
紀宝町	0	0	1	1	3	60.0%

市町名	公立中学校 各学校における学校図書館図書標準の達成状況					各自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合
	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成(100%以上)	
合計	2	8	45	69	40	24.4%
桑名市	0	0	0	3	6	66.7%
木曽岬町	0	0	1	0	0	0.0%
いなべ市	0	0	1	1	2	50.0%
東員町	0	0	0	0	2	100.0%
四日市市	0	0	1	17	4	18.2%
菰野町	0	0	0	0	2	100.0%
朝日町	0	0	0	1	0	0.0%
川越町	0	0	0	1	0	0.0%
鈴鹿市	0	1	4	4	1	10.0%
亀山市	0	0	1	1	1	33.3%
津市	0	0	7	7	6	30.0%
松阪市	0	0	4	7	1	8.3%
多気町松阪市学校組合	0	0	0	1	0	0.0%
多気町	0	0	0	0	1	100.0%
明和町	0	0	1	0	0	0.0%
大台町	0	0	0	1	2	66.7%
大紀町	0	0	0	2	0	0.0%
度会町	0	0	1	0	0	0.0%
玉城町	0	0	1	0	0	0.0%
南伊勢町	0	0	0	2	1	33.3%
伊勢市	0	0	6	5	1	8.3%
鳥羽市	0	0	1	4	1	16.7%
志摩市	0	3	5	0	3	27.3%
伊賀市	0	0	3	4	4	36.4%
名張市	0	2	2	1	0	0.0%
尾鷲市	0	0	0	1	1	50.0%
紀北町	0	1	2	0	1	25.0%
熊野市	2	0	3	3	0	0.0%
御浜町	0	1	1	1	0	0.0%
紀宝町	0	0	0	2	0	0.0%

平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置について

背景

- 「生きる力」を育むという理念の下、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視する新学習指導要領が全面実施される中、「読書センター」・「学習・情報センター」としての学校図書館の機能向上が必要。
- 新学習指導要領では新聞を教材として活用することが位置づけられており、こうした学習を行う環境を整備するため、学校図書館への新聞の配備が求められている。
- 図書整備とともに、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の学校図書館への配置が求められている。

現状

- 図書整備については、平成19年度からスタートした「学校図書館図書整備5か年計画」において毎年度約200億円、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられ、**学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加したが、十分な水準には達していない。**（平成21年度末、小学校50.6%、中学校42.7%）
- 学校図書館に新聞を配備している学校は、小学校で約17%、中学校で約15%であり、**各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていない。**
- 厳しい財政状況の中、**学校図書館担当職員を配置する学校は近年一貫して増加、その必要性が強く認識され始めている。**（平成17→22年度、小学校31.5%→44.8%、中学校32.5%→45.2%）

- 学校図書館の**図書整備のための継続的な措置**が必要。
- 同時に、学校図書館への**新聞配備、学校図書館担当職員の配置のための措置**を新たに講じていくことが求められている。

対応

「学校図書館図書整備5か年計画」

◆平成24年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す

<財政規模> 約200億円（5か年計約1,000億円）

（内訳）増加冊数分：約430億円（単年度約86億円）

更新冊数分：約570億円（単年度約114億円）

◆学校図書館への新聞配備

<財政規模> 約15億円（5か年計約75億円）

（内訳）新聞1紙配備分

学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置

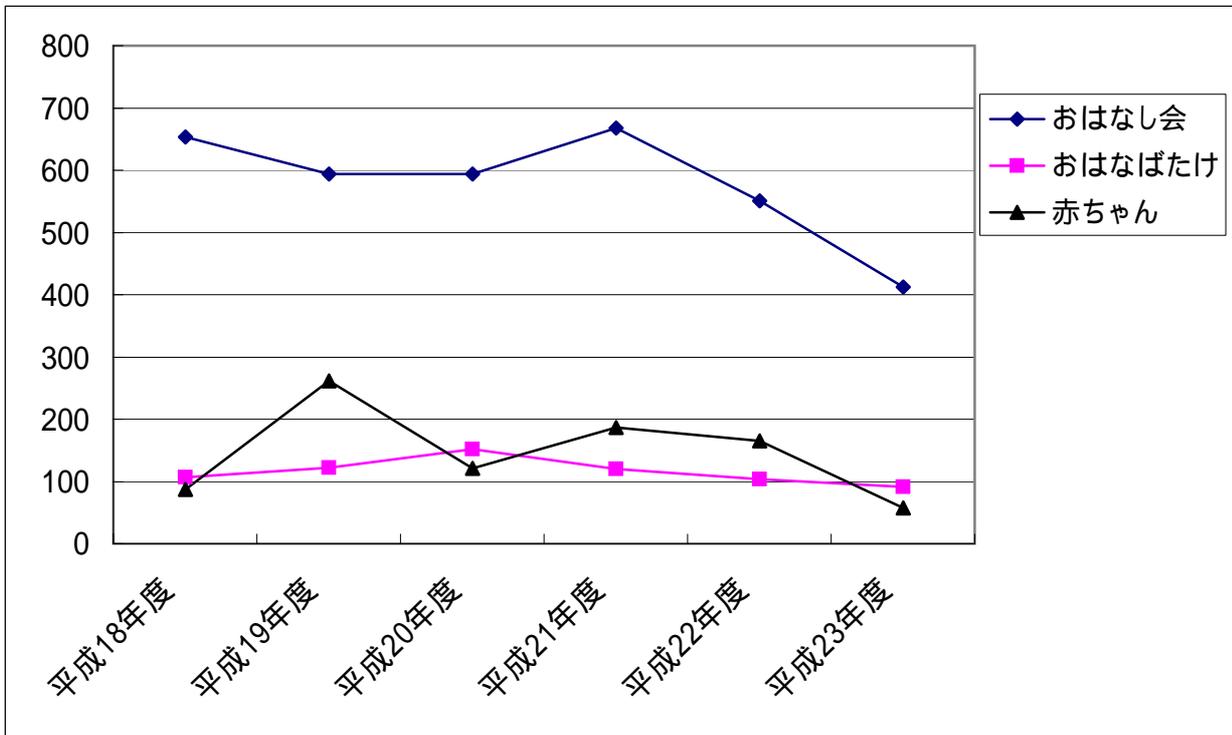
<財政規模> 約150億円

（内訳）1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置

資料6 おはなし会等への参加者数の推移

(単位:人)

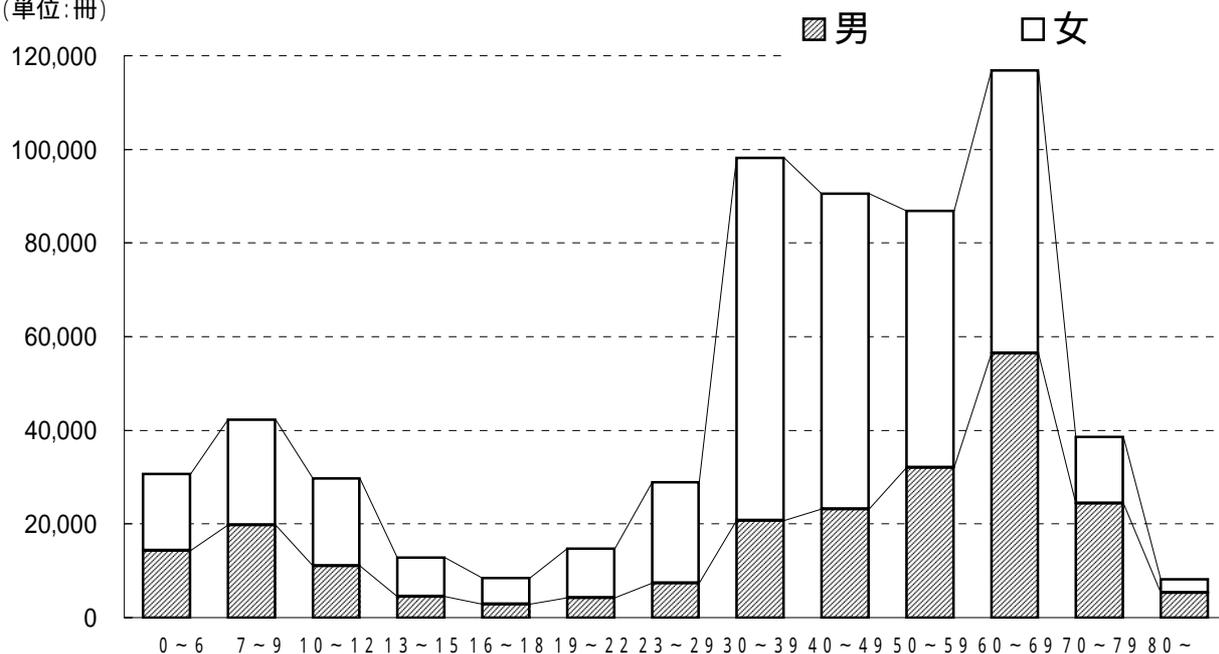
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
おはなし会	653	594	594	668	551	412
おはなばたけ	107	122	152	120	104	91
赤ちゃん	87	262	121	187	165	57



資料7 平成23年度 年齢別貸出冊数

年 齢	男	比 率	女	比 率	合 計	比 率
0～6才	14,372 冊	2.3 %	16,269 冊	2.6 %	30,641 冊	4.9 %
7～9	19,705	3.2	22,580	3.7	42,285	6.9
10～12	10,994	1.8	18,703	3.0	29,697	4.8
13～15	4,553	0.7	8,292	1.3	12,845	2.0
16～18	2,894	0.5	5,570	0.9	8,464	1.4
(子ども計)	52,518 冊	8.5 %	71,414 冊	11.5 %	123,932 冊	20.0 %
19～22	4,212	0.7	10,491	1.7	14,703	2.4
23～29	7,359	1.2	21,537	3.5	28,896	4.7
30～39	20,794	3.4	77,404	12.4	98,198	15.8
40～49	23,194	3.8	67,359	10.9	90,553	14.7
50～59	32,017	5.2	54,825	8.9	86,842	14.1
60～69	56,513	9.2	60,309	9.7	116,822	18.9
70～79	24,440	4.0	14,154	2.3	38,594	6.3
80～	5,266	0.9	2,927	0.5	8,193	1.4
(一般計)	173,795 冊	28.4 %	309,006 冊	49.9 %	482,801 冊	78.3 %
団 体					10,459	1.7
合 計	226,313 冊	36.9 %	380,420 冊	61.4 %	617,192 冊	100.0 %

(単位:冊)



< 参考資料 >

名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会委員名簿

(平成23年度から平成24年度)

区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者	高倉一紀	皇學館大学文学部教授	委員長
読書ボランティア 関係者	楓 せつ	Mamasあい	副委員長
	中畑智恵美	すずらん文庫	
学校教育関係者	福井太利	名張市小中学校校長会 図書館教育担当 (名張市立錦生小学校長)	(H23)
	平岡睦生	名張市小中学校校長会 図書館教育担当 (名張市立赤目小学校長)	(H24)
	瀧卒志津代	三重県立名張高等学校 学校司書	
保育所及び幼稚園 関係者	三村文子	名張市立赤目保育所長	(H23)
	上岡ひとみ	富貴の森保育園長	(H24)
	関元則子	名張市立桔梗南幼稚園長	(H23)
	松岡弘子		(H24)
名張市職員及び教 育委員会事務局職 員	関森弘康	名張市健康福祉部 子育て支援室長	(H23)
	田中康生	名張市子ども部 子ども家庭室長	(H24)
	西山嘉一	名張市教育委員会	(H23)
	和南義一	学校教育室長	(H24)
	木村ユミ子	名張市立図書館長	

< 参考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律〔平成13年12月12日号外法律第154号〕

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定

されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次名張市子ども読書活動推進計画

平成 25 年 3 月